

議案第96号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）第2条第2項第3号
- (2) 公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡市条例第54号）第11条第3号  
(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和58年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第5号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改め、同項第7号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

(福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部改正)

第3条 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）の一部を

次のように改正する。

第8条第1項第3号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

(福岡市営住宅条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

- (1) 福岡市営住宅条例(平成9年福岡市条例第40号)第15条の2第1項第1号
- (2) 福岡市立背振少年自然の家条例(平成26年福岡市条例第47号)第4条第1号及び第13条第1項ただし書
- (3) 福岡市海の中道青少年海の家条例(平成26年福岡市条例第48号)第4条第1号及び第13条第1項ただし書

(福岡市伊都土地区画整理事業特別会計条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「福岡都市計画事業」を「福岡広域都市計画事業」に改める。

- (1) 福岡市伊都土地区画整理事業特別会計条例(平成9年福岡市条例第8号)第1条
- (2) 福岡市香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計条例(平成13年福岡市条例第7号)第1条
- (3) 福岡市伊都土地区画整理事業基金条例(平成16年福岡市条例第2号)第1条
- (4) 福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例(平成9年福岡市条例第35号)題名,第2条及び第10条
- (5) 福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例(平成11年福岡市条例第24号)題名,第2条及び第8条

(福岡市都市景観条例の一部改正)

第6条 福岡市都市景観条例(昭和62年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「福岡都市計画高度地区」を「福岡広域都市計画高度地区」に改める。

(福岡市準用河川流水占用料等徴収条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「福岡都市計画市街化区域」を「福岡広域都市計画市街化区域」に改める。

- (1) 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年福岡市条例第26号)別表第2備考第1項
- (2) 福岡市普通河川管理条例(平成17年福岡市条例第2号)別表第2備考第1項

(福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第8条 福岡都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年福岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「福岡都市計画下水道事業」を「福岡広域都市計画下水道事業」に改める。

(福岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 福岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年福岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表福岡市工業用水道事業の項給水区域の欄中「福岡都市計画道路」を「福岡広域都市計画道路」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。